

2 指摘及び意見・要望事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 都の保有個人情報について

スポーツ推進部(以下「部」という。)に対して、若洲海浜公園ヨット訓練所(以下「所」という。)での指定管理者の個人情報の取扱いを確認したところ、ヨット教室等への参加申込みは、表1のとおり3通りの手段で行われ、①～④の4形態の個人情報を保有していることが確認できた。

(表1)

名称	媒体	収集手段	保管状況	記入方法
①受付票	紙	電話	所の鍵のかかる保管庫内(①及び②をフ	指定管理者が電話の内容を記入す
②若洲ヨット教室申込書		FAX	ライニングし保管)	FAXで受け付け、指定管理者が①～転記する。
③WEB予約受付画面	電子データ	ホームページ	所内に設置した指定管理者所有のパソコンのハードディスク内(①をフライニングし、上記保管庫で保管)	受講希望者がホームページで入力した内容を指定管理者のパソコンで受信し、その内容を指定管理者が①～転記する。
④お客様カード	紙	当日受付	所の鍵のかかる保管庫内(フライニングし保管)	電話、FAX、ホームページによる申込者が、乗船日に来所し、受付の際に記入する。3枚複写で、1枚目(指定管理者において保管する。)、3枚目(領収書)にはダイレクトメールの送付の可否について確認する欄があり、この様式への記入により最新の情報を把握している。2枚目はヨット利用券で、利用者へ渡している。

都の公の施設を管理運営する指定管理者には、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。)第9条、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について(平成3年3月26日付2情都個第26号。以下「通達」という。)第8条関係により、個人情報の保護に關し必要な措置を講じる義務が課され、適正な情報管理体制を構築することが求められている。この場合、個人情報の適正な管理とは、情報を正確かつ最新の状態で保つよう努め、漏えい等の防止のため必要な措置を講じ、事業に使用しなくなったり文書の保存年限が終了したなどにより不要となった個人情報を速やかに消去又は廃棄することまでをいう。

そして、部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定(締結日:平成25年4月1日、協定期間:平成25年4月1日～平成32年3月31日)において定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」(以下「特記事項」という。)により、指定管理者が、ヨット教室への受講申込み等のように施設の利用等に関して取得した個人情報は、都の保有個人情報であると

している。  
以上を踏まえて指定管理者における保有個人情報の取扱状況を見ても、以下の状況が見受けられた。

ア 都の保有個人情報について適正に取り扱うよう指示すべきもの

指定管理者は、表1の4形態の個人情報を保有しており、全てについて、業務の継続に必要で保管庫等の容量にも余裕があるという理由で、期限を設けず蓄積している。

ところで、受託者・指定管理者へ運営を行わせる場合には、遅延において、その期間終了時に、都の保有個人情報に係る提供資料を都へ返還させるよう定められており、これを受けて、部も、特記事項第9条においてこの返還義務を定めている。

しかしながら、部は、指定管理者に対し、平成25年3月31日に前回の指定管理期間が終了した際、前回の指定管理期間中に収集した都の保有個人情報を都へ返還させず、監査日（平成27.6.2）現在、引き続き業務を継続するために必要であるとして、例外規定はないにもかかわらずそのまま保有されており、個人情報の管理上、適正ではない。

また、部によれば前回の指定管理期間中に収集した保有個人情報が必要な理由として、お客様カード（表1④）により保有個人情報を最新かつ正確なものとなるよう把握し、他の形態の個人情報（表1①～③）についても、申込みから乗船までの経過記録として保存することが必要なためであると主張する。

しかしながら、各形態の個人情報は、監査日（平成27.6.2）現在、受付日、乗船日ごとに綴られており、一人別ファイルとして整理されていないため、各個人別の乗船等の経緯を把握することが難しい状況にある。

部は、指定管理者が保有している都の保有個人情報について、適正に取り扱うよう指示されたい。

（スポーツ推進部）

イ 利用者にわかりやすい個人情報保護制度の運用について

指定管理者の作成するホームページでは、ヨット教室への参加申込画面において、指定管理者のグループウェア会社全体のセキュリティポリシーが表示される。ここを表示させると、「当サイトでは、当サイトを通じてご提供いただいた皆様の個人情報（お名前・お電話番号・E-Mailアドレスなど）を適正に管理いたします。また、皆様から頂いた個人情報は、（1）ご本人の同意がある場合、（2）法令等に定めがある場合、（3）その他特別な理由のある場合を除き第三者に開示することはありません。当サイトまたは個人情報保護に関するお問い合わせはこちらまで（さらに表示させていただいた皆様へ）お問い合わせいたします。」と示される。

しかしながら、セキュリティポリシーの（3）は、概括的で十分に説明されておらず、都の開示請求等の手続きが該当することを説明していない。従って、都への開示請求の手続き等についての案内がなく、利用者にとってわかりにくく適切でない。

本件施設は公の施設であることから、指定管理者が、利用者によりわかりやすく個人情報保護制度を運用するよう、部が、指定管理者を適切に指導することが望まれる。

（スポーツ推進部）

3 意見・要望事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 広報活動を適切に行うことについて

スポーツ推進部(以下「部」という。)に対して、若洲海浜公園ヨット訓練所での、指定管理者(若洲シーサイトスポーツグループ)による広報活動の提案内容を確認したところ、平成24年度の指定管理者選定の際に提案された事業計画書概要には、施設の魅力ある情報を様々な広報媒体を組み合わせて積極的に発信したり、広報東京都、スポーツ施設窓口、公共交通機関、指定管理者所属グループのホームページ等で広報を行うと記載されている。

あわせて広報の状況を確認したところ、ツイッターの開設登録は平成25年1月であった。また、ツイッターでの発信件数は平成25年は138件であったが、平成26年度はテキストを除き2件であり、フォロワーは366人となっている。

紙媒体の広報発信については、毎年度のヨット教室開催案内リーフレット(平成26年度3,000部発行)のみである。

その他の広報媒体への発信は、①広報東京都、②東京都ヨット連盟ホームページ(催事の案内から指定管理者の構成団体であるNPO法人マリソフレイス東京ホームページへリンクし、マリソフレイス東京ホームページにおいて若洲ヨット訓練所でのヨット教室や競技会等の案内が掲載されている。)、③江東区ホームページ(江東区立小中学校セーリング部活動記事)への掲載が認められた。

なお、リーフレットは近隣の東京夢の島マリーナ(東京都港灣局施設)、一部の東京都海上公園の管理事務所等(お台場海浜公園(管理事務所及びマリソフレイス)、有明テニスの森公園(テニスのクラフアンハウス)、辰巳の森海浜公園、東京港野鳥公園(管理事務所及びネイチャーセンター)、若洲ゴルフリンクス)へ置いている。

その他の広報媒体については、平成25年度からの現行の指定管理期間中において、セーリング関係団体機関紙、公共交通機関での広報は1件もなかった。また、有明テニスの森公園テニス施設を除き、部が擁する東京体育館や駒沢オリンピック公園総合運動場などのスポーツ施設には、リーフレットを置いていない。

これらの状況は、平成24年度指定管理者選定の事業計画書において提案された項目の一部を実施しておらず、また、ツイッターの発信件数やスポーツ施設窓口での広報が積極的に実施されているとは言えない。若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定第16条において、特段の事情により、指定期間の途中に選定時の提案書類の内容を変更しなければならぬ場合は、都と協議の上これを変更することとされているが、特段の事情はなく、協議も行われていない。

部は、指定管理者に対し、広報活動を適切に行うよう指導することが望まれる。

(スポーツ推進部)

(重点監査事項)

(その他)

(2) 利用者アンケート、利用者懇談会について

指定管理者は、表3のとおり5項目の質問からなる利用者アンケートを、ヨット訓練所を初めて利用する人だけを対象に実施しており、平成26年度の利用者アンケートの配布数は61件、回収率は100%となっている。

(表3)

項目	評価(件数)				
	良かった	まあまあだった	普通	あまり良くない	悪かった
受付窓口の対応は良かったか?	53	2	5	1	0
本日のヨット教室は良かったか?					
内容は良かったか?	38	20	2	1	0
ヨット訓練所やその周辺の手入りは良かったか?	29	29	3	0	0
更衣室、トイレは気持ちよく使いにいられたでしょうか?	20	29	11	1	0
全体としてこの公園は快適に過ごせましたでしょうか?	40	15	2	0	0
このヨット訓練所で特別に良いところ、悪いところがありましたらご記入ください。	・とても丁寧におかりやすく教えて頂き、初めてでもヨットに乗れて楽しかった。 ・思ったより設備が新しく良かった。 など				

※ 自由記入欄は各項目にも設定されている。

部によれば、アンケート数が少ないことについて、常連の利用者については、年1回の利用者懇談会において各利用団体の代表者から意見を聴取し、日常的に意見を聴取しているため、アンケートを行っていないとしている。また、性別・年代について把握していないが、これについては性別・年代にかかわらず広く意見を検討したいためとしている。

しかしながら、若洲海浜公園ヨット訓練所は、スポーツ等の普及振興を図るために設置されているのであるから、性別・年代別に施設の設備や運営面で普及の妨げになっている事項はないか確認することも必要である。また、常連の利用者であっても、満足していない面がある可能性があるところ、日常的な意見についての記録はない。

たとえば、初級から上級までの教室を展開しているが、常連の利用者にとって満足できる内容

となっているのか等、質問項目を工夫するなどしてアンケートを行うこと、また、年代や性別等により評価を把握すること等を検討するよう、部は指定管理者を指導することが望まれる。

(スポーツ推進部)

都 市 整 備 局

1 指 摘 事 項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

工事の積算は、各部署の起工担当課で行われ、①土木工事については、土木工事設計システム、②建築工事は、システムによる別途作成した表計算ソフトによる電子ファイナル、③設備工事は都営住宅工区内訳書システムにより、「工事設計内訳書」(以下「設計書」という。)を作成している。また、最低制限価格の算定に当たり誤りがないよう直接工事費、共通仮設費等を取りまとめた「最低制限価格等算出基礎金額内訳書」(以下「算出書」という。)を別途作成し、契約担当課へ回付している。

「設計書」及び「算出書」の決定関与者への回付は紙により行われるが、その様式は、電子ファイナルで作成されているため、各担当は、落札者決定までの間、厳格に管理する必要がある。ところで、各部署において、作成時点から落札者決定までの期間における「設計書」及び「算出書」の電子ファイナルの管理状況を見たところ、以下の状況が認められた。

ア 都営住宅経営部では、土木工事の「設計書」の電子ファイナルを、課の共有ファイナルサーバーのフォルダに保存している。「設計書」の電子ファイナルはシステムにログインしてから閲覧することができるが、システムのログインパスワードが課内共通となっている。

イ 都営住宅経営部では、土木工事の「算出書」の電子ファイナルを、課の共有ファイナルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイナルにパスワード設定を行っていない。

ウ 西部住宅建設事務所では、建築工事の「設計書」の電子ファイナルを、課の共有ファイナルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイナルにパスワード設定を行っていない。

エ 東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、設備工事の「設計書」の電子ファイナルを当該システムのサーバーに保存しているが、電子ファイナルにパスワード設定を行っていない。このように、いずれも同じ課内において、課の職員に限定するパスワードを設定しているが、当該工事の決定に直接関与しない職員も閲覧可能な状況となっており、適切でない。

これらの状況は、部及び所において、情報の流出によるリスク及び管理方法の検証を十分に行っていないことにより生じたものである。

部及び所は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子ファイナルの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

また、局における工事契約に係る価格情報管理を統括する総務部は、不適切な状況が複数の部署で見受けられたことを踏まえ、各部署に対し、必要な改善を行うよう指導を徹底されたい。

(総務部)

(都営住宅経営部)  
(東部住宅建設事務所)  
(西部住宅建設事務所)

(その他)

(2) 都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの

局では、都営住宅の工事に係る工事設計内訳書(以下「設計書」という。)の作成に当たり、都営住宅工事内訳書システム(以下「システム」という。)を使用することとなっている。このシステムは、平成13年度から運用され、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では起工する建築工事及び設備工事の設計書の作成に使用されるものである。

なお、当該システムに係る維持管理経費は表1のとおりである。

ところで、両所のシステムによる設計書の作成状況について見たところ、表2のとおり、建築工事に係る設計書の作成については、システムを使用せず、表計算ソフトのファイル(以下「表計算ファイル」という。)を用いて設計書を作成している状況が見受けられた。

システムを使用していない理由について、両所は、システムで設計書を作成する場合は、起工時に必要となる関係書類(以下「起工関係書類」という。)を別途計算して作成しなければならないのに対して、表計算ファイルで設計書を作成した場合は、起工関係書類も連動して計算・作成されるよう設定されており、工種が多い建築工事においては、作成及び修正作業が効率的であるとしている。

この状況について、システムを統括する総務部は、システムを構築した目的は概算における正確性の担保であり、表計算ファイルによる設計書の作成は、正確性が担保できなかったため認められないとしている。

しかしながら、部は、システム運用開始時を除き、具体的にシステムを使用するよう指導した実績はなく、両所がシステムを使用していないことを看過している状況となっており、結果として、システムの建築工事の設計書作成に係る機能は、運用開始時以来使用されていない。このため、部は、所の実情を分析の上、システム改修の検討を行うなど、積算における正確性の担保、事務の効率性及び経済性の観点からシステムの活用について検討する必要がある。部は、都営住宅工事内訳書システムの活用について検討された。

(総務部)

(表1) システムの維持管理経費 (単位:円)

年度 (平成)	保守管理委託経費	プログラム 改善委託経費	サーバー等 賃借経費	計
24	5,143,944	2,394,000	2,608,200	10,146,144
25	6,482,897	2,803,500	2,500,680	11,787,077
26	7,321,902	1,869,480	2,446,920	11,638,302

(表2) システムによる設計書の作成状況

種別	東部住宅建設事務所		西部住宅建設事務所	
	工事件数	システム利用の有無	工事件数	システム利用の有無
年度 (平成)	24	29	無	17
建築工事	25	29	無	19
	26	34	無	24
計	24	92	有	60
設備工事	24	139	有	88
	25	95	有	63
	26	87	有	48
計	26	321	有	199

(歳出)

(3) 測量委託について

第一市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、表3のとおり委託契約(単価契約)により実施している。

この委託契約について見たところ、以下のとおり、改善を要する点が認められた。

(表3) 委託契約の状況

(単位:円)

項番	件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
1	補助第120号線及び墨田五丁目 代替地用地補足測量(単価契約)	平成26.4.1~ 平成27.3.31	6,114,770	A
2	測量(26目黒一1)(単価契約)	平成26.4.1~ 平成27.3.20	2,160,000	B

ア 単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの

旧第二区画整理事務所において実施した表3の項番1の契約及び旧再開発事務所において実施した項番2の契約について、所は、市街地整備部が管理する事業用地等の維持管理に関する単価契約工事・委託に適用するとされている「事業用地等維持管理(単価契約)実施要領」(平成20年9月、市街地整備部。以下「要領」という。)に基づき行っているとしている。これらの契約の事務処理について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

(ア) 指示

要領では、単価契約の指示は、「指示記録簿」及び「施工内容確認申請書・指示書」の様式により行うこととしており、具体的な指示方法は次のとおりである。

a 所は、受託者に対し、指示内容(指示箇所、指示概要、指示期限等)を示す。

b 受託者は、「施工内容確認申請書」(工種、数量、金額、図面、設計書等の施工内容)を作成し、所に提出する。

。所は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を精査し、指示決定を行い、「指示書」により受託者へ指示内容を通知する。  
この指示方法は、受託者に施工内容を申請させるなど、通常の単価契約と異なるものであるため、これを仕様書に明記することにより、指示系統を明確にし、適正かつ迅速な実施を図る必要があるが、

- ① 表3の同契約において、この指示方法が、仕様書に記載されていない
- ② 表3の項番2の契約では、この指示方法による指示は別途行うこととし、受託者に対し、任意の様式により指示を行い、予定される作業の種類及び予定額を提出させ、主管課長の確認を行っているが、工種・指示金額及び指示期限の決定並びに受託者への通知を行わないまま作業させている  
など、要領の求める事務処理となっていない。

(イ) 検査

仕様書第4条において、受託者は、測量が完了したときは、測量図その他必要図書又は報告書類（以下「関係書類」という。）を遅滞なく所に提出して検査を受けなければならないとされている。当該単価契約は、指示ごとに期限を示すものであり、指示ごとに検査を行う必要がある。

- ① 表3の項番1の契約では、指示全10件中8件について、表4のとおり、指示前の履行又は履行遅延となっている
- ② 表3の項番2の契約では、任意様式により行った指示全17件（表5参照）について、表6のとおり、全指示の施工完了後に、一括して要領指定様式の「施工内容確認申請書・指示書」を平成26年4月10日付けで作成し、これに対応した完了届及び納品書（平成27年3月20日付け）により、平成27年3月27日に検査している  
など、検査が適正に行われていない。

所は、単価契約の指示及び検査を適正に行われない。

(第一市街地整備事務所)

(表4) 表3の項番1の契約の不遵守事例

(単位:円)

指示番号	指示日	指示期限	検査日	関係書類による履行状況 (注)	指示金額
2	平成26.4.17	平成26.5.15	平成26.5.15	観測手簿：平成26.6.30、平成26.7.4観測 復元図：平成26年6月測量 境界点復元図：平成26年6月測量	314,137
4	平成26.5.21	平成26.6.27	平成26.6.27	簡易図：平成26年4月測量	329,815
5	平成26.7.3	平成26.7.31	平成26.8.1	大量図：平成26年10月測量 現況平面図：平成26年10月測量 復元図・多角点検測図：平成26年10月測量 観測手簿：平成26.10.7、平成26.10.21測量 網図：平成27年1月作成 用地平面図：平成27年1月作成	500,577
6	平成26.9.8	平成26.10.3	平成26.10.6	観測手簿：平成26.9.29、平成26.9.30観測 重ね図：平成26年9月測量 復元図：平成26年9月測量 土地登記簿調査票：平成26.10.10調査 面積比較図：平成26年10月測量 大量図：平成26年10月測量 土地境界図：平成27.2.19測量 画像情報：平成27.2.16撮影	84,225
7	平成26.11.5	平成26.12.3	平成26.12.5	観測手簿：平成26.11.28観測 重ね図：平成26年11月測量 画像情報：平成27.2.24撮影 使用多角点検測図：平成26年12月測量 観測手簿：平成26.12.22観測 復元図：平成26年12月測量 屋標リスト：平成27.1.19測量 検討図：平成27年2月測量 「平成27.3.2打合せ」の記載あり。 面積の調整をする。」との記載あり。	715,453
8	平成26.12.10	平成26.12.25	平成27.1.5	観測手簿：平成26.11.28観測 重ね図：平成26年11月測量 画像情報：平成27.2.24撮影 使用多角点検測図：平成26年12月測量 観測手簿：平成26.12.22観測 復元図：平成26年12月測量 屋標リスト：平成27.1.19測量 検討図：平成27年2月測量 「平成27.3.2打合せ」の記載あり。 面積の調整をする。」との記載あり。	227,318
9	平成27.2.4	平成27.2.26	平成27.3.2	観測手簿：平成27.2.16観測 網図（使用多角点検測図）： 平成26年10月測量 平成27年2月測量	102,329
10	平成27.3.2	平成27.3.13	平成27.3.19	現況平面図：平成27年2月測量 基準点の記：平成27.2.16作成	222,781

(注) 完了時に提出された測量図その他必要図書又は報告書類に記載されている測量等の履行日

(表5) 表3の項番2の契約の指示実績 (任意様式による実際の指示)

作業番号	実際の指示日	測量内容	受託者が提出した予定額
1	平成26.4.10	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
2	平成26.4.10	用地境界杭設置 2点	28,000
3	平成26.5.2	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
4	平成26.5.26	土地所在図・地積測量図の作成 7枚	42,000
5	平成26.6.3	用地境界杭設置 5点	67,000
6	平成26.6.30	用地境界杭設置 1点	14,000
7	平成26.8.4	土地所在図・地積測量図の作成 5枚	30,000
8	平成26.8.22	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
9	平成26.9.19	用地境界杭設置 3点	39,000
10	平成26.12.2	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
11	平成26.12.5	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
12	平成26.12.9	用地境界杭設置 2点	27,000
13	平成26.12.26	土地所在図・地積測量図の作成 5枚	30,000
14	平成27.1.29	用地境界杭設置 2点	28,000
15	平成27.2.12	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
16	平成27.3.6	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
17	平成27.3.16	用地境界杭設置 3点	41,000
計			406,000

(単位:円)

(表6) 表5の指示を一括して作成した「施工内容確認申請書・指示書」

(主文)		下記の施工内容を別紙のとおり作成したので確認を申請します。
件名	測量(26日黒一1)(単価契約)	
契約年月日	平成26年4月1日	
履行期限	平成27年3月20日	
施工箇所	目黒区目黒本町五丁目地内	
施工金額	406,000円	
備考	施工実施の指示内容 用地測量(用地境界杭設置・土地所在図・地積図等作成) 1式	
(注文)		
指示番号	1	
指示日	平成26年4月10日	
指示期限	平成27年3月20日	
指示金額	406,000円	

(注) 指示の内訳等については、別途「指示1内訳書」及び「数量表」が添付されている。

イ 単価契約の積算を適切に行うべきもの

要領において、積算は、「積算基準(調査・設計編)」(平成26年8月、都市整備局。以下「積算基準」という。)に基づき行うものとされている。

ところで、両契約の積算について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 諸経費

積算基準では、測量の委託料は、直接測量費(人件費等、材料費、機械経費、直接経費、技術管理費の合計)に諸経費(間接測量費、一般管理費等)を加えて測量作業費を積算するものとし、諸経費は、直接測量費ごとに求められた諸経費率(表7参照)を当該直接測量費に乗じて得た額とするとしている。

しかしながら、所は、積算基準には、測量委託を要領による単価契約で行う場合の諸経費の取扱いが明記されていないことから、表8のとおり、

- ① 表3の項番1の契約では、工種ごとの設計単価を直接測量費として取り扱い、諸経費率を求める
- ② 表3の項番2の契約では、当該契約の発注限度額を直接測量費として取り扱い、諸経費率を求め、その率を全工種に適用している

という取扱いをしており、いずれも積算基準に準じているとしているものの、これらの取扱いは、積算基準に照らして必ずしも適切であるとはいえず、結果として、合理的な理由がなく、事案によって諸経費率の求め方が異なっている状態となっている。

(イ) 単価設定

表3の項番2の契約を行っている旧再開業事務所では、実際の測量作業費用と積算額とが大きくかけ離れているとして、積算基準によらず、単位を見直した単価を設定し、積算している。この結果、表9のとおり、同一工種において、事案によって単価設定が異なっており、適切でない。

所は、単価契約の積算を適切に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表7) 「積算基準(調査・設計編)」による諸経費率標準値

直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの
諸経費率	87.8%	算定式により求める。 (87.8~44.9%)	44.9%

(表8) 諸経費の取扱い状況

補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単 価契約)【表3の項番1】	測量(26日黒一1)(単価契約) 【表3の項番2】		
工種	設計単価(円)	諸経费率(%)	当該契約の発注限度額200万円を諸経费率の直接測量費として扱って求めた79.5%を、全工種に適用している。
「4級水準測量」など	500,000以下	87.8	
現地測量	581,293	86.2	
横断測量	934,262	81.1	

(表9) 単価設定の状況(例)

工種	補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単価契約)【表3の項番1】		測量(26日黒一1)(単価契約)【表3の項番2】	
	単位	設計単価(諸経費なし)	単位	設計単価(諸経費なし)
復元測量	千㎡	43,193円	点	7,585円
土地所在図・地積測量図作成	千㎡	5,730円	枚	3,360円

ウ 測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきものこれまでの指摘のとおり、区画整理事業及び再開発事業に係る測量委託を単価契約により実施する場合において、指示、検査及び積算について不適正事例等が発生している。

これらの要因は、次のとおりである。  
 (ア) 指示方法や積算等の考え方や留意事項については、「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」(以下「手引き」という。)において詳細に解説されているが、諸経費形態が違うことから、測量委託にはこの手引きを適用しないとされており、測量委託に係る解説書がないこと

(イ) 測量委託を要領による単価契約で行うことにより生じる積算上の問題点について、各所風がそれぞれの考えで、その解消を試みた結果、合理的な理由がないにもかかわらず、所風によって取扱いの差異が生じていること  
 (ウ) 指示、検査及び積算に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと

また、積算については、両契約所管の第一市街地整備事務所に限らず、旧再開発事務所所管の事業を所管する第二市街地整備事務所においても同様の状況であるが、部は、これらの各所の実態及び不適正事例等を把握していない。

このため、部は、こうした実態を踏まえ、要領により当該測量委託を行うことの是非も含め

て測量委託の取扱いを整理し、測量委託の適正な執行に係る各所の内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築する必要がある。

部は、測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築されたい。(市街地整備部)

(4) 補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、土地区画整理事業における建物等の補償、補償額の算定及び権利者に対する補償内容等の説明業務(以下「補償説明業務」という。)について、表10の委託契約により実施している。

ところで、旧第二区画整理事務所において実施した当該契約に係る補償説明業務の事務手続について確認したところ、以下のとおり、監査日(平成27.4.20)現在、一部において適正でない事例が認められた。

ア 補償説明に係る記録簿(以下「記録簿」という。)について、特記仕様書によれば履行期限までに提出することとなっている。また、部によれば記録簿には、原則、権利者へ直接接触を開始した時点から移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載することとしている。

しかしながら、表11のとおり、①移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載した記録簿が作成されていない、②記録簿の提出が履行期限を超過している。

イ 補償説明業務を行う際の人数について、特記仕様書によれば2名以上としているが、記録簿を確認したところ、表12のとおり、権利者に対する説明を1名で行っている。

これらは所が、記録簿の作成及び補償説明業務の実施状況を十分確認しないまま、完了検査を合格としたことによるものである。

所は、補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表10) 積算その他委託契約の一覧

契約件名	契約期間	契約金額
積算その他委託契約その2(六町地区)	平成26.5.15～平成27.3.13	7,884,000
積算その他委託契約その4(六町地区)	平成26.5.29～平成27.3.13	8,748,000
積算その他委託契約その5(六町地区)	平成26.6.5～平成27.3.13	8,856,000
積算その他委託契約その6(六町地区)	平成26.6.12～平成27.3.13	8,748,000
積算その他委託契約その8(六町地区)	平成26.10.23～平成27.3.13	3,024,000

(単位:円)



(表 1 1) 記録簿に関する不適正な事例

契 約 件 名	事 例
積算その他委託契約その 2 (六町地区)	・補償説明業務件数 2 9 件中、記録簿の未作成が 1 4 件であり、かつ記録簿の提出 (平成 27.3.17) が履行期限を超過 (平成 27.3.13) したものが 1 件
積算その他委託契約その 4 (六町地区)	・補償説明業務件数 2 4 件中、記録簿の未作成が 1 3 件
積算その他委託契約その 5 (六町地区)	・補償説明業務件数 3 8 件中、記録簿の記載が不明瞭かつ途中の交渉経過の記載がない記録簿が 5 件
積算その他委託契約その 6 (六町地区)	・補償説明件数 3 5 件中、記録簿の未作成が 4 件

(表 1 2) 補償説明業務に関する不適正な事例

契 約 件 名	事 例
積算その他委託契約その 2 (六町地区)	・補償説明業務件数 2 9 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 1 2 件
積算その他委託契約その 6 (六町地区)	・補償説明業務件数 3 5 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 1 件
積算その他委託契約その 8 (六町地区)	・補償説明業務件数 9 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 4 件

(5) 印刷請負契約を計画的に行うべきもの

市街地建築部は、木造住宅及びビル・マンションの建物所有者が、耐震改修に当たり最適な工法を選択できるようにするための方策として、公募で収集した耐震工法から選定した事例集を作成し、展示会、ホームページ等で紹介して情報提供している。

事例集は、区市町村や関係団体と連携してイベント等を展開している夏及び冬の耐震キャンペーンに合わせて作成されているが、耐震工法の公募は毎年度行われていないため、公募が行われなかった年度は、前年度等に作成した事例集を増刷している。

一方、公募を行う年度は夏から秋に工法を募集、秋に選定、冬の耐震キャンペーン時に選定結果の公表及び新たに選定した工法の事例を入れた改訂版の事例集を作成している。

ところで、平成 2 6 年度の事例集の作成について見たところ、表 1 3 のとおり 3 回の印刷請負契約を行っている。この内容について確認したところ、項番 1 の契約は前年度版の増刷、項番 2 の契約は平成 2 6 年度に公募した工法事例を入れた改訂版の作成、項番 3 の契約は項番 2 の契約で作成した事例集の増刷となっていた。

このことについて部は、項番 2 については、耐震キャンペーンの一環である耐震改修工法等の展示会で配布する分を印刷し、それ以外のイベント等ではその残部及び旧版の残部で対応したとしている。

しかしながら、耐震キャンペーンは表 1 4 のとおり複数のイベントがあることから、項番 2 の契約時に今後の配布量を見込んだ上で、新規事例を入れた改訂版の印刷をすべきところ、これを行っておらず適切でない。

印刷物は作成部数や作成期間等により契約単価に影響するため、経費削減の観点から計画的に

契約を締結する必要がある。

部は、木造住宅及びビル・マンションの耐震化に係る事例集の印刷請負契約を計画的に行われたい。

(市街地建築部)

(表 1 3) 事例集の契約状況

(単位：円)

項番	契約日	履行期限	品名等	作成部数	予定単価	予定価格	契約単価	契約金額
1	平成 26.7.10	平成 26.8.15	「ビル・マンションの耐震化 読本」パンフレット	4,000	90.0	360,000	70.0	280,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	4,000	90.0	360,000	64.5	258,000
消費税及び地方消費税の額						57,600		43,040
合計金額						777,600		581,040
2	平成 26.12.26	平成 27.1.16	「ビル・マンションの耐震化 読本」パンフレット	500	280.0	140,000	308.0	154,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	500	275.0	137,500	245.0	122,500
消費税及び地方消費税の額						22,200		22,120
合計金額						299,700		298,620
3	平成 27.2.26	平成 27.3.27	「ビル・マンションの耐震化 読本」パンフレット	2,500	150.0	375,000	116.0	290,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	2,500	135.0	337,500	95.4	238,500
消費税及び地方消費税の額						57,000		42,280
合計金額						769,500		570,780

(表 1 4) 冬の耐震キャンペーンイベントの事例 (都主催分)

2015 耐震キャンペーン (平成 27.1.10~1.22)		実施期間	定員(名)
イベント名			
耐震改修工法等展示会		平成 27.1.16~18	—
耐震フォーラム		平成 27.1.21	500
耐震化個別相談会		平成 27.1.21	55
体験バスツアー		平成 27.1.13	20
耐震改修事例見学会		平成 27.1.13、14	60

(注) 都主催以外に、各種協会、区市主催イベントがある。

(6) 建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの

市街地建築部は、前年度に増築、改築及び改装等を行った建築物の工事実施総額や着工建築物及び除却建築物の届出の実態を現地調査し住宅等行政の基礎資料を得ることを目的とした建築物実態調査を行っている。これは、国からの委託契約(委託料の限度額:376万5,000円、委託業務実施期間:平成26.7.23~平成27.1.16)による調査で、部はこの調査の実施に当たり「平成26年度建築物実態調査委託要綱」を定め、23区9市とそれぞれ委託契約を締結して行わせている。(委託金額:248万5,500円、履行期限:平成26.11.15) この委託契約に係る事務手続について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 部は、「平成26年度建築物実態調査の委託について(依頼)」(26都市建企第496号)により事務手続の進め方を各区市へ通知しており、この通知の中で、各区市からの請求書の提出期限を平成26年11月の調査様式提出時としている。

しかしながら、

① 部は各区市への委託契約の支払手続を平成27年3月27日に行っており、各区市からは請求日が無記入の請求書を提出させ、部の担当者が支払時に合わせて同日の請求日を記入していること

② 支払手続が遅延したことにより、請求書の提出以降、長が交代となった区においては公印が押された請求書の差替えが必要となったこと

③ 2か月以上前に交代した前区长名の請求書で支払手続が行われていることが認められ、適正でない。

イ 部は、国に対して平成27年1月9日に完了報告書等を提出し、それに対して国からは平成27年1月14日に委託費の額の確定が通知されている。

国からの確定通知を受け、部は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第27条に基づき納付書を直ちに会計管理者に送付しなければならないにもかかわらず、平成27年3月19日と事務手続が遅延しており適正でない。

部は、建築物実態調査に係る事務手続を適正に行われたい。

(市街地建築部)

環 境 局

1 指導事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 微量PCB廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの

資源循環推進部(以下「部」という。)は、都内の事業者等が保有する微量PCB廃棄物について、その処理等に係る費用の一部を助成している。

この助成事業を行うに当たっては、助成対象者が複数年にわたって助成対象事業に取り組み場合への対応のため、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に資金を出えんし、助成金交付事業の原資とする基金を造成させるとともに、その管理や申請審査業務、助成金交付要綱の策定業務等について、「平成26年度東京都微量PCB廃棄物処理支援事業業務委託」(以下「業務委託契約」という。)を公社と締結し、履行させている。

ところで、業務委託契約で公社が作成することとされている「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」では、微量PCB廃棄物の処理・運搬等を行う費用のうち、微量PCB廃棄物機器を運び出すために必要となる「搬出・搬入費」については、助成対象とならないと規定されている。

しかしながら、本助成事業の公社の審査業務等について見たところ、実査で確認した134件の申請の一部において、助成対象の運搬費の中に、助成対象外の「搬出・搬入費」に該当する積込費が含まれているもの(12件)や、「運搬費一式」との表記があり、助成対象外経費の積込費が含まれているか否かが不明なものが存在した。

これらは、申請書に添付する見積書等において、積込に要する費用についての記載方法に、申請者ごとに差異が生じていたにもかかわらず、これらの申請の審査業務において、公社が申請者への費用内訳の確認等を十分行わないまま助成対象としたものであり、適切ではない。

また、部は、公社の審査業務についての履行確認等において、不十分な審査であることが書面上から明らかであるにもかかわらず、この点について指示・指導等をしておらず、適切ではない。公社は、本事業の申請審査業務を適切に行われたい。

部は、本事業の申請審査業務の履行確認及び公社への指導を適切に行われたい。

(資源循環推進部)

(公益財団法人東京都環境公社)

(歳出)

(2) ダイオキシン類の測定委託における査察を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づき有害物質及びダイオキシン類等による多摩地区

の地下水等の汚染状況を把握するため、「土壌地下水汚染に係る機体の採取・分析委託(単価契約)」を、環境省の審査によるダイオキシン類環境測定調査受注資格を有するAと契約締結している(推定総金額: 211万6, 692円、契約期間: 平成26. 4. 1~平成27. 3. 31)。ところで、ダイオキシンの環境測定を国内の外部機関や海外施設に委託する場合には、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」(平成22年3月31日改訂環境省指針。以下「指針」という。)に基づき、委託者は精度管理の観点から委託期間中に1回以上、受託者の品質管理システムや試料採取・管理、測定などの項目について立入による査察を行うこととしている。

しかしながら、この契約について見たところ、監査日(平成27. 4. 14)現在、所は委託者でありながら立入による査察を実施していないことが認められた。また、指針ではやむを得ず立入による査察が実施できない場合には、それに代えて審査する項目を提示し、対応する資料の提出及びその補足説明の聴取をもって代えることができるとしているが、所はこれら審査項目の提示等も行っておらず、適正でない。

所は、指針に基づき受託者に対する査察を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)

(3) 工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの  
多摩環境事務所は、高尾ビクターセンターの改築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、表1のとおり工事請負契約を締結している。

これらの工事の検査事務について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 機械設備工事及び電気設備工事について、所は、平成27年3月30日に高尾ビクターセンターにて現場における施工状況の検査を行っているが、平成27年3月31日付けの工事完了届には同日付けで所の監督員の受付印が押印されており、平成27年3月30日の検査を実施する前提となる工事完了届が確認できない。

また、東京都検査事務規程(昭和43年東京都訓令甲第175号。以下「検査規程」という。)によれば、検査完了後はその結果を速やかに検査調書により受注者に通知しなければならぬこととなっている。しかしながら、所は、現場検査で工事の完了を確認し、検査の場にて修正等を指示した書類の修正等も既になされているとしながら、監査日(平成27. 4. 14)現在、検査員の押印がなく検査調書の作成を終えていない。

これらのことは、適正でない。

イ 改築工事の完了検査については、自然環境部が平成27年3月31日に高尾ビクターセンターにて現場における施工状況の検査を行っている。所は、この検査日において検査合格としながら、監査日(平成27. 4. 21)現在検査調書の作成を終えていない。

このことについて、所は、検査の際に確認した数量を後日容易に確認できるよう書類提出の指示を行っており書類が提出されていなかったためであるとしているが、この取扱いは検査規程によらないものであり、適正でない。

所及び部は、工事請負契約に係る検査事務を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)  
(自然環境部)

(表1) 高尾ビクターセンターの改築工事及び機械設備工事

契約件名	契約金額	契約締結日	工期	受注者
高尾ビクターセンター改築工事(その2)	156,729,600円	平成25.11.26	平成27.3.31	B
高尾ビクターセンター改築電気設備工事	16,117,200円	平成25.8.13	平成27.3.31	C
高尾ビクターセンター改築機械設備工事(その2)	12,171,600円	平成26.7.17	平成27.3.31	D

(4) 測量委託契約事務を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、山のふもとと村の法面測量をEに委託して実施した(契約金額: 97万2,000円、契約日: 平成26.12.8、履行期限: 平成27.1.28)。

ところで、納品された報告書を見たところ、表2のとおり測量等の日付が契約日前及び履行期限後の日付となっていることが認められた。

所は、これらは受注者による日付の誤記入であるとしているが、仮に誤記入であったとしても、所は実際に測量等を行った日付を確認した上で訂正を求めるともしておらず、この報告書をもって検査完了としたことは、適正でない。

(多摩環境事務所)

(表2) 報告書中測量日等が契約期間(平成26.12.8～平成27.1.28)内でないもの

報告書中の項目	書 類 名	測 量 日 等 (注)
4級基準点測量	観測手簿、トランバース計算、多角	平成26.11.28、平成26.11.20、平成26.11.30(平成26.11.27)
中心線測量	路線測量計算書、中心点の記	平成26.11.26、平成26.12.1(平成26.11.27)
縦断測量	水準成果、直接水準測量計算等	平成26.10.21、平成26.11.28
図面一式	平面図	平成27年3月

(注) ( ) 内は、書類中測量作業写真内の作業掲示版に記載された日付である。

(5) 契約事務手続を適正に行うべきもの

自然環境部は、東京グリーンゾニア・アクシオン(NPO、企業等の連携により保全地域の自然環境を保全する活動)で使用するため、「株の買入れ」(契約金額:14万4,720円、契約日:平成26.8.25、履行期限:平成26.10.17)を、Fと随意契約している。ところで、この契約の状況について見たところ、監査日(平成27.4.17)現在、未履行となっている。これについて、部は、契約締結後に購入が不要となったため履行を求めなかったとしているが、契約解除の事務手続を行っておらず、適正でない。

(自然環境部)

福 社 保 健 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳入)

(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等(以下「基金等」という。)は、医療機関が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為(検査・投薬等)であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)している。

福祉保健局が所管する各療育センターでは、基金等から査定減の通知があった場合、各療育センターに設置している保険診療委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由(症状詳記)を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」(昭和60年4月30日付保険発第40号 庁保険発第17号)によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。

ところで、府中療育センター(以下「センター」という。)において再審査請求に係る事務処理について見たところ、表1のとおり、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが発生し、監査日(平成27.5.21)現在、未請求のものが23件にのぼることが認められた。

センターは、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

(府中療育センター)

(表1) 再審査請求未請求リスト

査定減通知のあった月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	合計
再審査請求決定件数 A	21	9	23	17	31	10	111
6か月以内請求件数 B	17	7	18	15	22	7	86
請求遅延件数 A-B=C	4	2	5	2	9	3	25
うち監査日現在、未請求	2	2	5	2	9	3	23

(単位:件)

(重点監査事項)

(歳入)

(2) 適正な債権管理を行うべきもの

北療育医療センター(以下「センター」という。)では、患者の診療報酬、利用料、日用品費の債権管理を北療育医療センター滞納整理事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき行っている。